

市民投票の実施に関する手続等を定める条例案の基本的な考え方 への意見募集に係る市民意見の概要とそれに対する市の考え方

1. 市民意見募集実施期間

平成 19 年(2007 年)12 月 6 日(木) ~ 12 月 25 日(火)

2. 集計結果

提出方法別提出者数と意見件数

	提出方法	提出者数	意見件数
1	郵便	0人	0件
2	ファクス	0人	0件
3	電子メール	0人	0件
4	所管課への直接提出	2人	4件
5	その他	0人	0件
	合計	2人	4件

このほか匿名意見の提出者 1 人、意見 1 件がありました。

3. 市民意見の概要とそれに対する市の考え方

	該当箇所	市民意見の概要	市の考え方
1	3 ページ 市民投票の 対象事項	市としてどのような事項を想定しているのかわからない。条例案には実効性が現れていないように感じる。例えば、保育所民営化や幼稚園・学校の統廃合、火葬場の建設などは対象となるのか。	条文上において、対象事項を具体的に規定してしまうと、限定的に受け取られかねないことから、除外事項を限定的に列挙する方法で規定しています。 例えば、ご意見にある保育所民営化や幼稚園・学校の統廃合については、基本的には、議論が尽くされていない中で、任意に個々の施設を指定して市民投票に付すことは、本制度の趣旨にそぐわないと考えます。ただし、議論が重ねられた上で、二者択一の設問に絞り込まれた場合には、市民投票に付すことはあり得ると考えられますので、市では、地域社会の状況を踏まえて、個々の事案について、個別に判断することとしています。 また、ご指摘のとおり、条文上では、市として想定する事項が分かりにくいいため、別途作成する逐条解説において、市の想定する事項や考え方を明らかにしていきます。
2		市民意見に対する市の考え方の中に、「議会の解散請求および議員・市長の解職請求に必要な署名数は、市民投票よりも多数(3分の1以上)が必要であり、その関係からみると、法令に基づく請求よりも、市民投票を請求する方が、要件が緩いことになってしまい、法的に疑義が生じます」とあるが、 そもそも市民投票制度は、その結果に法的拘束力を持たせていないので、法律上の制度とは両立しうるのではないか。 例示の場合は、選挙で選ばれた市民の代表を失職させようとする意図に基づくものですから、投票結果に法的拘束力のない市民投票ではなく、法令に基づく請求によるのが妥当と思われる。しかし、それはあくまで「制度の趣旨にそぐわない」ということであって、「法令上の制度があるからだめだ」ということにはならないのではないか。	法令の規定により、市民が請求して投票を行える事項については、市民投票制度の手続きではなく、それぞれの法令の規定に基づいて行うべきであると考え、対象から除外することとします。
3	5 ページ 署名	署名の手続きは市民投票実施の基礎となるものであるから、条例で書くべきである。	ご指摘を受けて、署名の手続きについて、条例に盛り込んでいきます。
4	6 ページ 名簿の作成	名簿の管理をどうするのか、作成方法や閲覧について明確に法令化されたい。	ご指摘を受けて、名簿の作成や閲覧の手続きについて、条例に盛り込んでいきます。